

論文の内容の要旨

氏名：吉本隆昭

博士の専攻分野の名称：博士（国際関係）

論文題名：ドイツ陸軍とSS特別行動隊－1941年東部戦線における政軍関係－

1 本論文の目的

これまでドイツ第三帝国のユダヤ人大量殺戮を含む未曾有の非人道的な犯罪は、ヒムラーSS長官を頂点とするナチ親衛隊（SS）によって引き起され、ドイツ国防軍は国家防衛の為に敵国軍隊との戦闘に専念していたので、それらの残虐行為に直接関与する事はなかったと考えられてきた。すなわち「国防軍潔白神話」である。ところが近年ハンブルク社会問題研究所（HIS）によって「ドイツ国防軍の犯罪展」がドイツ各地で開催されたのを契機に、ユダヤ人殺戮等のドイツの政治イデオロギー戦争でのドイツ国防軍の役割がクローズアップされ、その研究も進んでドイツ国防軍の犯罪が広く認識されるに至った。

そこで本論文は、ドイツを中心に近年急速に進んだ研究成果を踏まえ、「ドイツ国防軍の犯罪展」での論争を視野に入れて、「ドイツ押収文書」のみならず、フライブルグ連邦軍事公文書館で収集した新史料、及びドイツ統一によってドイツに返還されて利用可能になった旧ベルリン・ドキュメントセンター史料を含むベルリン・リヒターフェルデ連邦公文書館所蔵文書等を使って、独ソ戦前期における主として作戦地域内でのドイツ国防軍とユダヤ人殺戮を任務とするSS特別行動隊との関係を検証し、更にドイツ国防軍のユダヤ人殺戮を中心とする非人道的な犯罪行為に荷担するに至る原因とその過程を解明するものである。

2 本論文の問題の所在と意義

1941年6月22日、ドイツ国防軍部隊は約300万名の大兵力をもって独ソ国境を越えてソ連領内への侵攻を開始した。ドイツの対ソ連侵攻作戦、いわゆるバルバロッサ作戦の開始であった。

しかしこの作戦は軍事作戦が全てではなかった。前線後方の占領地域において「コミッサール（政治委員）命令」に基づくソ連政治委員の処刑、ユダヤ人の大量殺害、ロシアの一般住民への迫害が行われ、またソ連軍捕虜の大量死も発生した。これは政治イデオロギー戦争、民族絶滅戦争、経済収奪戦争をも含んだ軍事作戦を遙かに超える新しいタイプの戦争であった。そこでユダヤ人殺戮等の残虐行為で中心的役割を担ったのが保安警察・親衛隊保安情報部特別行動隊（SS特別行動隊）であった。保安警察・親衛隊保安情報部長官ハイドリヒSS大将の命令によって国家保安本部（RSHA）の指揮下に編成されたこの部隊は、ドイツ国防軍部隊に後続してソ連に侵攻し約100万人にも及ぶと言われるソ連在住のユダヤ人の殺戮を行った。

そもそもドイツの対ソ連侵攻作戦の中心的な目標は、ドイツ民族の為に「生存圏の確立」と「反ユダヤ主義」と言うナチズムの中核を成す二つの命題の実現であった。すなわちドイツ第三帝国の対ソ連戦は、「東方生存圏の確立」の前提となるドイツ国防軍によるソ連軍の撃破と広大なロシアでの占領地獲得の為に軍事作戦の実施、更にもう一つが「反ユダヤ主義」の実現の為にSS特別行動隊によるユダヤ人大量殺戮行動から構成される二重戦争であった。しかし、この戦争の後者の面、即ち陰の面であるユダヤ人大量殺戮、住民迫害、ソ連軍捕虜の大量死等の残虐行為は、ナチ親衛隊だけによって実行されたのではない。その様な行為はドイツ国防軍の承認、支持あるいは協力によって初めて可能であり、やがて国防軍自身もこれらの犯罪行為を行ったのである。

しかしドイツ国防軍のソ連での戦争犯罪に対する責任の追求は、1946年に開設された「ニュルンベルク国際軍事裁判」において国防軍最高司令部（OKW）総監であったヴィルヘルム・カイテル元帥、同作戦部長のアルフレート・ヨーデル上級大将等の国防軍首脳に対しては行われたものの、東部戦線のドイツ国防軍部隊、及びその指導部に対しては充分には行われなかった。

その後専門家の手によって、東部戦線でのドイツ国防軍自身による通常の軍事行動以外での残虐行為を中心とする戦争犯罪に深く関与していた事を示す多くの研究が発表されたにも拘らず、依然としてドイツ国民、あるいはかつて東部戦線で戦闘に参加した旧ドイツ軍人の間では「ドイツ国防軍は、国家への義務を果たすべく東部戦線で勇敢に戦った。恥ずべき犯罪行為は主としてSSによって為されたものであり、ドイツ国防軍の積極的な関与はなかった」と言う「国防軍潔癖神話」が流布していた。

しかし近年ドイツでは、ドイツの対ソ連戦を、単なる軍事侵攻作戦「バルバロッサ作戦」として捉えるのみならず、ナチズムを実現するための政治イデオロギー戦争、即ち対スラブ人、さらに対ユダヤ人「絶滅戦争」として捉える面が俄に注目されてきた。つまりSS特別行動隊によるソ連のユダヤ人に対する大量殺戮のみならず、ドイツ国防軍自身の手による戦争犯罪行為、特にユダヤ人、一般住民に対する大量殺戮が注目されてきたのである。

その発端はハンブルク社会問題研究所が、1995年からドイツやオーストリア各地で開催した「ドイツ国防軍の犯罪展」であったが、連日多数の市民が押し掛けて話題を集めることになり、大規模な討論会や新聞紙上での討論が展開される事になった。

この論争によって、この問題がこれまで一部の専門研究者のみに注目され、大多数の国民や旧ドイツ軍人には、依然として非戦闘員に対する残虐行為はナチ親衛隊をはじめとするナチスによる犯罪で、ドイツ国防軍による積極的な関与はなかったとする「国防軍潔癖神話」が流布していたドイツ国内に一大衝撃を与えることになった。

ヒトラーの世界観（政治イデオロギー）実現の為の対ソ連侵攻において、ドイツ国防軍が軍事面のみならず政治戦争すなわち軍事行動以外でのユダヤ人等に対する残虐行為に広範かつ積極的に荷担していたとすれば、従来の「国防軍潔癖神話」は完全に崩壊し、さらに現在のドイツ連邦軍の精神的基盤も揺らぎ重大な問題を提起する事になる。何故ならば、ドイツ国防軍がナチズムの政治イデオロギーに基づき、ソ連でのユダヤ人住民の殺害に積極的に参加していたとすれば、その犯罪はSSが犯したユダヤ人大量殺戮と同罪になるからである。

このような問題意識から、本論文は1941年東部戦線におけるドイツ国防軍（陸軍：東部作戦軍）とSS特別行動隊との関係、すなわち戦時作戦地域内における作戦軍と政治的特殊任務を帯びる特別部隊との特殊な政軍関係をケーススタディを行うが、その際更に踏み込んで国家の敵である敵国軍隊を撃破することを本来の任務とする国防軍が、如何なる理由でどの様な過程を経て、本来の軍事的な任務からはずれたユダヤ人及び一般住民の殺戮という犯罪行為に荷担して行ったのかを明らかにする。

これらの作業によって、独ソ戦の開始時点でのヒトラー及びナチ党によるドイツ国防軍に対する支配権確立の度合も明らかにすることができ、今後ドイツ第三帝国の全期間にわたるヒトラー及びナチ党とドイツ国防軍との関係、即ちドイツ第三帝国における政軍関係の全体像の解明への端緒を開くものとする。

3 本論文を執筆に際して使用した史料

- 1) 米国ワシントン D.C.にある米国立公文書館所蔵の「ドイツ押収文書」(マイクロフィルム)
- 2) ドイツ連邦共和国フライブルクにあるドイツ連邦軍事公文書館所蔵文書 (BA-MA)
- 3) 同じくベルリンにあるドイツ連邦公文書館リヒターフェルデ分館所蔵文書 (BA)

4 本論文の構成

はじめに

I 序論

II 本論

第1章 ヒトラー・ナチスの東方政策とその思想的背景

第2章 対ソ連侵攻とドイツ陸軍

第3章 ソ連占領地

第4章 国家保安本部とSS特別行動隊

第5章 ドイツ陸軍とSS特別行動隊の公式の関係

第6章 東部作戦軍とSS特別行動隊の実際の関係

III 結論

註

史料

参考文献

5 本論文の論点

I 序論 で本論文執筆にあたって、その問題の所在と意義、本論文のテーマに関する先行研究、使用した史料等を説明した後、本論文の構成を説明した。

II 本論 の第1章の「ヒトラー・ナチスの東方政策とその思想的背景」では、ドイツ第三帝国の東方侵攻の背景となるドイツの東方進出の歴史的な経緯を示した。

第2章の「対ソ連侵攻とドイツ陸軍」では、ドイツのソ連への侵攻作戦の背景、作戦構想、計画策定、作戦準備、更に作戦部隊の編成と実施された作戦の概要を示し、各部隊指揮官の軍集団司令官から軍司令官までの、その出自、経歴、政治的傾向を明らかにした。

第3章の「ソ連占領地」は、住民やユダヤ人の殺戮の舞台となった地域であり、その根底をなすドイツの占領政策、その地域を統治する軍政組織を説明して、住民、ユダヤ人殺戮と密接に関連するソ連側のバルチザン活動の実態を明らかにした。

第4章の「国家保安本部とSS特別行動隊」では、東方地域でのユダヤ人殺戮の実行部隊であるSS特別行動隊を指揮する総司令部たる国家保安本部の成立過程、SS特別行動隊の設立とソ連での作戦行動の概要を説明した。

第5章の「ドイツ陸軍とSS特別行動隊の公式の関係」は、ドイツの対ソ連戦開始に際してのドイツ陸軍総司令部と保安警察・親衛隊保安情報部との関係、更にその両者間で結ばれた協定、申し合わせ等の取り決めを明らかにした。これは、東方作戦地域での実際の両者の関係を解明する前提となるものである。

第6章の「東部作戦軍とSS特別行動隊の実際の関係」では、東部作戦軍の軍集団、軍、軍団（師団以下の部隊を含む）の各級部隊の作戦地域での両者の関係をユダヤ人の殺戮行動に焦点を当てて、その実態を分析、解明した。

Ⅲ 結論 では、本論での分析、検証を踏まえて、両者の関係の実態と如何なる理由で、どのような過程を経てドイツ東部作戦軍が本来の軍の任務、役割を逸脱して、ユダヤ人及び一般住民に殺戮という犯罪行為に荷担して行ったかを論証した。